

平成26年6月17日

石川県公立大学法人
理事長 寺西 盛雄 殿

石川県公立大学法人

監事

中島史雄



監事

松本浩一



監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、石川県公立大学法人の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度における業務について監査を実施しましたので、その結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

私ども監事は、経営審議会に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、また、関係する職員から説明を受けるなど、業務の状況を調査しました。また、財務に関する状況に関しては、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監査の方法の概要及び結果の報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、当法人の予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 理事長、副理事長及び理事の業務執行に関しては、不正行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。

以上